

## ポイント

(漁業信用保険業務運営の検証委員会の結果)

第4期中期目標において、「保険事故率の低減に向けた取組」、「求償権の管理・回収の取組」、「利用者のニーズの反映等」等を実施することとされており、これらについて検証を行い、その将来の在り方について検討を行った。

## 【検証の結果】

- 部分保証やペナルティー方式は信用基金において主体的な取組が可能な制度となっていないため、基金協会と融資機関の今後の取組を注視。  
また、大口保険引受案件の事前協議について事故率の低減が図られていることから、平成31年4月に、より効率的な業務実施となるよう事務手続きを見直し。
- 基金協会の求償権の管理・回収及び期中管理の取組に要する経費の一部に対し助成する仕組みについて、農業信用保険業務における助成事業の見直しと平仄を合わせ、令和2事業年度から新たに実施。
- 積立ぶらす加入者に対し、基金協会が保証料率を引下げた場合に、基金協会の平均適用保証料率の1割引下げに相当する基金協会・支所の減収分を、信用基金の保険料率引下げによってまかなうような保険料率の設定を、令和2事業年度から各基金協会・支所の申請に応じて順次適用していく形で導入。